

万引きは犯罪です!!

万引きは**刑法第235条の窃盗罪**に該当し、10年以下の懲役または50万円以下の罰金を科せられます。

令和6年6月末現在、県内で490件を認知し、前年よりも認知件数が**126件**(+**34.6%)増加**しています。



誘われても、はっきりと断りましょう。

少年から高齢者まで幅広い年齢層 の方が検挙されています

右のグラフは令和6年6月末までの山口県警察 で検挙した万引き犯人の年齢層です。

高齢者と少年で約半数の割合となります。

※高齢者は65歳以上、少年は20歳未満



保護者の方へ

日頃から子供の言葉や行動の変化に気をつけましょう。

しっかり子供と向き合い社会ルールを教えることが大事です。



お店の方へ



万引きをしにくい環境づくりをしましょう。 防犯カメラ、店内ミラーを設置したり、商品の 陳列方法を工夫しましょう。

継続的な店内の巡回や声掛けをお願いします!